\bigcirc 石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第百二十九号)(抄)

傍傍
線
\mathcal{O}
部分
カは
改
正部
分
$\overline{}$

								別 】 実	
第七地区	第六地区	第五地区	第四地区	第三地区	第二地区	第 一 地 区	区分	双第三 (第	
(略)	及び第三十一号に掲げ区域令別表第二十二号	(略)	削除	(略)	(略)	(略)		別表第三(第二十二条関係)	改
	る 地						区		I
	区の区域第二十七号						域		案
第 七	第六	第五	第	第	第二二	第		別表第	
七 地 区	六 地 区	五 地 区	四 地 区	第三地区	二地区	一 地 区	分分	別表第三(第二十二	
	及び第三十一号に掲げる地区の区域区域令別表第二十二号、第二十五号、第二十七号	の区域の区域令別表第二十号及び第二十一号に掲げる地区	区域令別表第十六号及び第十七号に掲げる地区の	区の区域 区域令別表第十三号から第十五号までに掲げる地	掲げる地区の区域 区域令別表第五号及び第十号から第十二号までに	及び第四号の二に掲げる地区の区域おいて「区域令」という。)別表第二号、第三号(昭和五十一年政令第百九十二号。以下この表に石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令	区域	二十二条関係)	現行

(略)	区第十二地
(略)	区 第 十 一 地
(略)	第十地区
(略)	第九地区
七号 に掲げる地区の区域	第八地区
_	_

区の区域 区域令別表第七十三号及び第七十四号に掲げる地	区第十二地
区の区域 区域令別表第七十一号及び第七十二号に掲げる地	区第十一地
十八号に掲げる地区の区域区域令別表第五十号から第五十四号まで及び第六	第十地区
に掲げる地区の区域、第五十七号及び第五十九号から第六十一号まで区域令別表第四十三号、第四十八号、第五十六号	第 九 地 区
七号までに掲げる地区の区域区域令別表第三十八号及び第四十五号から第四十	第八地区